

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 30 日

和歌山県知事 殿

提出者

住 所 大阪市住之江区南港東3丁目3番76号

氏 名 株式会社 信 和
代表取締役 澤 育 彦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6612-0371

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 信 和 和歌山県内 各事業場
事業場の所在地	和歌山県有田市 他各事業場
計 画 期 間	2025年 4月 1日 ～ 2026年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	6. 総合工事業
② 事業の規模	¥800,000,000- (2025年度和歌山県内受注目標)
③ 従業員数	30人 (全従業員数)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事 → 廃石等 (特定有害廃石等) → 保 管 → 最終処分 (管理型埋立)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙ー1 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】（和歌山県内の案件に限る）		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	排 出 量	865 t	t
	（これまでに実施した取組） 特別管理型産業廃棄物である廃石綿が、他の廃棄物に混入しない様 建設工事の工法を最適化すると共に、丁寧な作業を行い他の廃棄物 が特別管理型産業廃棄物に混入しないよう留意する。		
②計画	【目標】（和歌山県内の案件に限る）		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	排 出 量	50 t	t
	（今後実施する予定の取組） これまでの取り組みを継続する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特別管理型産業廃棄物である廃石綿が、他の廃棄物に混入しない様 建設工事の工法を最適化すると共に、丁寧な作業を行い他の廃棄物 が特別管理型産業廃棄物に混入しないよう留意する。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） これまでの取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t t
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】 (和歌山県内の案件に限る)		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	全処理委託量	865 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	865 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特別管理型産業廃棄物である廃石綿が、他の廃棄物に混入しない様建設工事の工法を最適化すると共に、丁寧な作業を行い他の廃棄物が特別管理型産業廃棄物に混入しないよう留意する。		

(第5面)

②計画	【目標】 (和歌山県内の案件に限る)		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	全 処 理 委 託 量	50 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	50 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでの取り組みを継続する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2024 年度) 実績】 (和歌山県内の案件に限る)		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	865	t
	(今後実施する予定の取組等) これまでの取り組みを継続する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所属：本社	役職：EQMS管理室長
廃棄物担当者		組織名：EQMS管理室	組織人数：7人
役割	EQMS管理室	・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 委員長：事業部長 委員：各部署	
	EQMS管理室長	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認	
	事業部長	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処分業者・再生利用業者の調査・選定 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理票の交付・管理 ・特別管理型産業廃棄物管理責任者の選任 ・監督官庁への各種報告 ・社員・関連会社への教育・啓発 ・その他の事項	

株式会社 信和

ISO推進組織体系図

